

加算関係(児)



-
- ① 児童指導員等加配加算
 - ② 個別サポート加算 I
 - ③ 欠席時対応加算

注意すべき加算について①

★児童指導員等加配加算

基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの。

<児童発達支援センター>

- ・児童指導員等を配置
- ・常勤専従・経験5年以上 区分に応じて22～62単位／日
- ・常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位／日
- ・常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位／日
- ・常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位／日
- ・その他の従業者を配置 11～30単位／日

<児童発達支援事業所(重症心身障害児以外)>

- ・児童指導員等を配置
- ・常勤専従・経験5年以上 区分に応じて75～187単位／日
- ・常勤専従・経験5年未満 同 59～152単位／日
- ・常勤換算・経験5年以上 同 49～123単位／日
- ・常勤換算・経験5年未満 同 43～107単位／日
- ・その他の従業者を配置 36～90単位／日

※ここでの「経験」とは、児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数を指す。
詳細は次スライドを参照。

注意すべき加算について①

(児童指導員等加配加算)

問 12 児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。

(答)

○ 児童指導員等加配加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業(※)での経験に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。

(※)

- ・児童福祉法第7条第1項：児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター(＊)
- ・児童福祉法第12条：児童相談所
- ・児童福祉法第6条の2の2：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
- ・児童福祉法第6条の3：児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業(＊)、社会的養護自立支援拠点事業(＊)、意見表明等支援事業(＊)、妊産婦等生活援助事業(＊)、子育て世帯訪問支援事業(＊)、児童育成支援拠点事業(＊)、親子関係形成支援事業(＊)

(＊)は改正児童福祉法(令和6年4月施行)により新設

こども家庭庁支援局障害児支援課、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ&A VOL.1」より

注意すべき加算について①

★よくある問い合わせ①

下記の勤務体制一覧表のとおり、管理者兼児発管1名と児童指導員または保育士3名（いずれも常勤）で週6日（月～土）の営業した場合、児童指導員等加配加算は算定できるのか。

※定員10名、放課後等デイサービス（重心以外）の場合。

職 種	氏 名	常 勤	専 任	第1週							第2週							第3週							第4週							4 週 の 合 計	週 平 均 勤 務 時 間	常勤換算 後の人数	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
管理者	A	○		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00	
児童発達支援管理 責任者	A	○		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00	
児童指導員等	B	○	○	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00	
児童指導員等	C	○	○		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00
保育士	D	○	○	8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		8	8	8	8		8		160	40	1.00	

【回答】 児童指導員等加配加算は算定できない。

上記勤務体制一覧表の場合、B～D氏のいずれを加算の要員としても、週2日は、加配の要員が基準人員になってしまう（仮にD氏を加算要員とした場合、1、6、8、13、15、20、22、27日は、D氏以外の直接支援員が1人であるので、当該日に関してD氏は加算要員ではなく、基準人員になる）。つまり、全体として、加配できているのは常勤換算で0.6であり、本加算の算定要件を満たさない。

注意すべき加算について①

★よくある問い合わせ②

定員10名の事業所(重心以外)において、常勤の直接支援員2名(B、D)、非常勤の直接支援員1名(C)の場合でも、サービス提供時間(4時間/日)を通して、3名の直接支援職員(B,C,D)が配置されている場合は、児童指導員等加配加算を算定できるのか？

職 種	氏 名	常 勤	専 任	第1週							第2週							第3週							第4週							4 週 の 計	週 平 均 勤 務 時 間	常勤換算後の人数
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
管理者	A	○		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00
児童発達支援管理責任者	A	○		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00
児童指導員等	B	○	○	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00
児童指導員等	C	○		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20	0.50
保育士	D	○	○	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.00

【回答】 児童指導員等加配加算は算定できない。

児童指導員等加配加算は、週5営業であれば、常勤換算2.0以上で1.0加配した場合に算定できる。そのため、上記体制では、直接支援員の合計常勤換算は2.5であり、加配は0.5であるため、当該加算の算定要件を満たさない。

注意すべき加算について②

★個別サポート加算Ⅰ（放課後等デイサービス）

著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象とし、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするもの。

個別サポート加算（Ⅰ）

90単位／日...①

120単位／日...②

①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

★留意点

本加算において、上記①の障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合（児発管は不可）、120単位（90単位＋30単位）で算定できる。ただし、県への届出が必須であるため、必ず、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を提出ください。

※前月15日までの届出で、翌月1日利用分から算定可

注意すべき加算について③

★欠席時対応加算

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月4回まで算定可能。(主に重症心身障害児を支援する事業所において、定員充足率80%未満の場合には、月8回を限度に算定可能。)

- (一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- (二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの**相談援助**を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

★留意点

相談援助の内容の記録については、最低限、①**連絡のあった日**、②**連絡者**、③**対応者**、④**欠席日**、⑤**利用児童の状況**、⑥**次回の利用確認**等を記載していただくようお願いします。